

重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

令和 年 月 日

様

**社会福祉法人京都福祉サービス協会
グループホーム桂坂**

(2024年12月1日以降)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている認知症対応型共同生活介護について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」の第88条により準用する第3条の七」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」の第64条により準用する第11条」にもとづき、介護サービス提供契約に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

※※ 目 次 ※※

1	事業主体（法人の情報）	3
2	事業所の概要	3
3	事業の目的と運営方針	4
4	定員	4
5	従業者の職種、員数及び職務の内容等	4
6	入退居に当たっての留意事項	4
7	事故発生時の対応及び緊急時の対応	5
8	非常災害時の対応	5
9	高齢者虐待防止について	6
10	身体的拘束等について	6～7
11	秘密の保持と個人情報の保護	7
12	苦情処理の体制	8
13	サービスの概要	8
14	ご利用に当たってのお願い	9
15	サービス利用料金	9～16
16	衛生管理	16
17	第三者評価（外部評価）の実施状況	16～17
18	運営推進会議の概要	17

（別紙1）「重度化した場合の対応に係る指針」

1 事業主体

事業主体（法人名）	社会福祉法人 京都福祉サービス協会
法人の種類	社会福祉法人
代表者（役職名及び氏名）	理事長 氏名 宮路 博
法人所在地	〒604-8872 京都市中京区壬生御所ノ内町39番5
電話番号及びFAX番号	電話075-406-6330 FAX050-3153-1502
ホームページアドレス	https://www.kyoto-fukushi.org/
設立年月日	1993年7月30日
法人の理念	くらしに笑顔と安心を

2 事業所の概要

事業所の名称	グループホーム桂坂
事業所の管理者	氏名 浦川 良太郎
開設年月日	平成28年 3月30日
介護保険事業者指定番号	京都市指定 2694000171
事業所の所在地	〒610-1101 京都市西京区大枝北沓掛町1丁目21番地の94
電話番号及びFAX番号	電話075-335-3611 FAX075-335-3612
交通の便	阪急桂駅西口より：市バス西5・西6系統、京阪京都交通バス「桂坂中央」行「ふれあいの里」下車、北へ徒歩1分 阪急桂駅東口より：京阪京都交通バス「桂坂中央」行「ふれあいの里」下車、北へ徒歩1分 JR 桂川駅より：ヤサカバス「桂坂中央」行「ふれあいの里」下車、北へ徒歩1分 阪急桂駅（東口、西口）より、タクシーで15分。
敷地面積	敷地面積：443.11㎡
建物概要	構造：鉄骨造3階建 延べ床面積：753.90㎡
主な設備の概要	
居室	9室（定員9名） 1室あたり面積8.11㎡～8.27㎡
食堂、居間	食堂 居間 合計20.84㎡
トイレ	車椅子対応トイレ3箇所 トイレ1箇所
浴室	1室
台所	1室

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法令に従い、要支援者、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
運営方針	【運営方針】 1 常にご利用者の立場で考え、丁寧な対応と丁寧な言葉遣いを大切にします 2 常に安心安全な介護に努め、自立支援を大切にします 3 常に地域社会との連携を意識し、地域やご家族とのつながりを大切にします 4 常にお互いを思いやり、ご利用者を中心に支えあうチーム作りを大切にします

4 定員

9名（個室9室）

5 従業者の職種、員数及び職務の内容等

①従業者の職種、員数及び職務内容

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名（兼務）	—	事業所の従業者と業務の一元的管理を行います
計画作成担当者	2名（兼務）	—	グループホームサービス計画の作成に関する業務を担当します
介護従業者	5名 （兼務2名）	3名 （兼務1名）	サービスの提供にあたり利用者の心身の状況を把握し、適切な支援を行います
うち介護福祉士の数	5名	2名	

② 主な職種の勤務の体制

職種	勤務体制	職種	勤務体制
管理者	8:30～17:30	介護従業者	昼間の体制 早番 7:30～16:30 1名 日勤 8:30～17:30 1名 遅出 12:30～21:30 1名 夜間の体制 夜勤 21:30～翌 7:30 1名
計画作成担当者	8:30～17:30		

6 入退居に当たっての留意事項

(1) サービスの対象者は、下記の要件を満たされる方となります。

- ・ 要支援2又は要介護と認定され、認知症の状態にある方。
- ・ 常時医療機関において治療をする必要がない方。
- ・ 少人数による共同生活を営んでいただける方。
- ・ 自傷他害のおそれのない方。

(2) 入居後、利用者の状態が変化し、上記に該当しなくなった場合は、退居していただく場合があります。

(3) 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえたうえで、他機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うように努めます。

7 事故発生時の対応及び緊急時の対応

事故発生時の対応方法	<p>当事業所が利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>また、当事業所が利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。</p> <p>事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。</p>	
利用者の病状の急変等の緊急時の対応方法	<p>利用者に病状の急変が生じた場合などには、速やかに主治医、協力医療機関若しくは適切な医療機関と連絡を取り対応し、利用者の家族へ連絡します。</p> <p>病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することはあります。</p>	
主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名	
	所在地 電話番号	
家族等	緊急連絡先のご家族等	
	住所 電話番号	

協力医療機関	医療法人清仁会 洛西シミズ病院
	所在地 京都市西京区大枝杓掛町13-107 電話 075-331-8778
連携介護老人福祉施設	高齢者福祉施設 西七条
	所在地 京都市下京区西七条八幡町29番地 電話 075-315-7067
協力歯科医療機関	宮尾歯科医院
	所在地 京都市西京区大枝北杓掛町2-10-7 電話 075-333-1818
	いくま歯科医院
	所在地 京都市伏見区西町389 マンション都々路1階 電話 075-605-1082

※（医療連携体制及び重度化した場合の対応について）

まず、かかりつけ医（利用者毎の主治医）に相談することを基本とします。

利用者の日常の健康管理は、訪問看護ステーション等との連携により行い、生活の質の向上を図ります。また、看護師による24時間連絡体制を確保するとともに、利用者の重度化による看取りの要望への対応を行います。別途、重度化した場合（看取り介護）における対応に係る指針を設けています。

8 非常災害時の対応

非常災害時の対応について	<p>地震・噴火・台風等の天災、その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業者は利用者に対して当該サービスを実施すべき義務を負いません。</p> <p>利用中に非常災害が発生した場合は、当事業所の災害時避難計画に従い、迅速かつ安全な避難誘導を行います。</p>
平常時の訓練等	非常災害に備えるため、避難・救出その他必要な訓練を年2回以上行います。
消防計画等	消防署への届け出日 平成28年3月16日 防火管理者 浦川 良太郎

9 高齢者虐待防止について

<p>高齢者虐待防止等のための取り組み</p>	<p>事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <p>① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。</p> <p>② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。</p> <p>③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。</p>					
<p>高齢者虐待について</p>	<p>事業者は、以下の高齢者虐待防止法に基づく行為を行いません。</p> <p>① 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること</p> <p>② 精神的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>③ 介護放棄：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。</p> <p>④ 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>⑤ 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。</p>					
<p>高齢者虐待に関する相談・通報窓口</p>	<p>高齢者の虐待に関する相談は、当事業所でも受け付けておりますが、以下の窓口でも受け付けています。</p> <table border="1" data-bbox="435 1245 1489 1509"> <tr> <td data-bbox="435 1245 983 1375"> <p>京都市沓掛地域包括支援センター 平日 9：00～17：00</p> </td> <td data-bbox="983 1245 1489 1375"> <p>電話：075-335-2201 FAX：075-335-2308</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1375 983 1509"> <p>各区役所・支所 健康長寿推進課 平日 8：30～17：00</p> </td> <td data-bbox="983 1375 1489 1509"> <p>西京区洛西支所 健康長寿推進担当 電話：075-332-8140</p> </td> </tr> </table>		<p>京都市沓掛地域包括支援センター 平日 9：00～17：00</p>	<p>電話：075-335-2201 FAX：075-335-2308</p>	<p>各区役所・支所 健康長寿推進課 平日 8：30～17：00</p>	<p>西京区洛西支所 健康長寿推進担当 電話：075-332-8140</p>
<p>京都市沓掛地域包括支援センター 平日 9：00～17：00</p>	<p>電話：075-335-2201 FAX：075-335-2308</p>					
<p>各区役所・支所 健康長寿推進課 平日 8：30～17：00</p>	<p>西京区洛西支所 健康長寿推進担当 電話：075-332-8140</p>					
	<p>長寿すこやかセンター（高齢者110番） 9：00～21：30（土曜日含む） 9：00～17：00（日・祝日）</p>	<p>電話：075-354-8110 FAX：075-354-8742</p>				

10 身体的拘束等について

<p>身体的拘束等の禁止</p>	<p>事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。</p>
<p>身体的拘束等防止の対策</p>	<p>事業者は身体的拘束等を防止するため、下記の対応を行います。</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための対策を3か月に1回会議を開催し検討します。またその結果を全職員に周知します。</p>

	③ 全職員に対し、年2回、身体拘束等の適正化のための研修を実施します。
緊急やむを得ない場合の検討	<p>緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるかを、管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で構成する「チーム」で検討会議を行います。個人では判断しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。 ・身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。 ・身体的拘束等が一時的であること。
家族への説明	<p>緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとしします。</p>
身体的拘束等の記録	<p>身体的拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。</p>
再検討	<p>身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い「チーム」で検討会議を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。</p>

1 1 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。</p> <p>この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p>
従業者に対する秘密の保持について	<p>就業規則にて従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。</p> <p>また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務はあります。</p>
個人情報の保護について	<p>事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で用いません。</p> <p>事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p>

1 2 苦情処理の体制

<p>苦情処理の体制 及び手順</p>	<p>苦情又は相談をお受けした場合は、詳しい状況を把握させていただくため、必要に応じて訪問を実施し、聞き取りや事情の確認を行い、ご利用者の意向を踏まえて事実関係の特定を慎重に行います。相談受付担当者は、把握した状況を責任者（管理者）とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。また、対応の内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご利用者には必ず対応方法を含めた結果の報告を行います。（時間を要する場合は、その旨を翌日までに連絡します。）</p> <p>苦情又は相談については、事業所として内容・経過を記録し、「原因の分析、再発防止のための取組み」を行います。また、お受けした苦情については、個人情報特定されない形で、その概要を事業所において閲覧形式で公表しています。（受け付けた翌年度の7月頃）</p>
<p>事業所苦情 相談窓口</p>	<p>当法人におきましては、苦情やご相談は以下の窓口で受付けております。お気軽にご相談ください。</p> <p><事業所内>責任者 管理者 浦川 良太郎</p> <p>【連絡先】 電話 075-335-3611 FAX 075-335-3612</p> <p>当法人では、利用者・家族等からの苦情をより公正に解決し、利用者の立場に立ったサービスを提供するために「苦情解決のための第三者委員会」を設置しています。下記において文書又は電話により相談、苦情等を受付けております。</p> <p>1) 苦情解決のための第三者委員会「相談窓口」 電話：080-6227-7828 受付時間：午前10時～正午、午後1～4時 ※土・日曜日、祝休日及び12月29日～1月3日を除きます。 ※電話に出ることができない場合は、留守番電話に切り替わります。 ご用件、お名前、電話番号をご伝言頂ければ、後程委員よりご連絡申し上げます。</p> <p>2) 文書等の郵送先及び苦情解決のための第三者委員会についての問合せ先 〒604-8872 京都市中京区壬生御所ノ内町39番5 社会福祉法人京都福祉サービス協会 苦情解決のための第三者委員会(事務局:調整室) 電話：075-406-6335 FAX：050-3153-1502</p>
<p>事業所外苦情 相談窓口</p>	<p>京都市西京区役所洛西支所 健康長寿推進課 受付時間：8:30～17:00 〒610-1198 京都市西京区大原野東境谷町二丁目1-2 電話075-332-9274</p> <p>京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 受付時間：9:00～17:00 京都市下京区烏丸通り四条下ル水銀屋町620番地 COCON 烏丸内 電話075-354-9090 FAX075-354-9055</p>

1 3 サービスの概要

種類	内容
<p>保険給付サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、排せつ、入浴（清拭）、着替え等の介護サービス ・日常生活上の援助サービス ・口腔機能向上サービス ・日常生活の中での機能訓練サービス ・相談、助言サービス等
<p>理美容サービス</p>	<p>カットやパーマなどをご希望の方はご相談ください。</p>
<p>金銭等の管理</p>	<p>ご希望により、金銭などの管理サービスをご利用いただけます。別に定める金銭等管理委任契約書により行います。</p>
<p>各種レクリエーション 行事・サークル活動等</p>	<p>ご希望によりご参加していただくことができます。</p>

その他自立への支援	清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容に配慮します。
-----------	-----------------------------

1.4 ご利用に当たってのお願い

設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、無断で他の利用者の宿泊室に立ち入らないようにしてください。
飲酒、喫煙	喫煙は定められた場所をお願いします（屋外）。 飲酒の制限はありませんが、主治医等の確認をお願いします。
宗教活動、政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
事業所への情報提供について	緊急連絡先が変更になった場合等は、事業所までご連絡ください。
感染症対策について	家族に流行性感染症の恐れがある場合は、ご面会を控えてください。
食品の持ち込みについて	食品の持ち込みについては、職員にお申し出ください。 特に夏季の生鮮食料品の持ち込みはご遠慮ください。

1.5 サービス利用料金

① 保険給付サービス利用料金（1日あたり）

（1）介護予防認知症対応型共同生活介護サービス

介護度	サービス利用料金（A）	介護保険から給付される金額（1割負担の方）（B）	利用者負担1割（A） - （B）
要支援2	7,952円（761単位）	7,156円	796円
		介護保険から給付される金額（2割負担の方）（C）	利用者負担2割（A） - （C）
		6,361円	1,591円
		介護保険から給付される金額（3割負担の方）（D）	利用者負担2割（A） - （D）
		5,566円	2,386円

※地域区分 特甲地 1単位あたり 10.45円

その他加算 ※表の対象欄には加算対象の項目に○をつけます。

※加算額上段は1割負担の場合、中段は2割負担の場合、下段は3割負担の場合

加算の種類	対象	加算額	算定の要件
初期加算		32円/日 63円/日 94円/日	入居開始から30日以内 ※1下記参照
サービス提供体制強化加算Ⅰ		23円/日 46円/日 69円/日	グループホーム介護従業者の総数の内、介護福祉士の占める割合が70%以上である場合に算定 もしくは勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上の場合に算定
サービス提供体制強化加算Ⅱ		19円/日 38円/日 57円/日	グループホーム介護従業者の総数の内、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合に算定

サービス提供体制強化加算Ⅲ		13 円/日 25 円/日 38 円/日	グループホーム介護従業者の総数の内、介護福祉士の占める割合が 50%以上である場合に算定 もしくは常勤職員の占める割合が 75%以上または勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 30%以上である場合に算定
科学的介護推進体制加算		42 円/月 84 円/月 126 円/月	利用者ごとの ADL や心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定
認知症専門ケア加算 I		4 円/日 7 円/日 10 円/日	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が 2 分の 1 以上で、認知症介護に関する専門的研修を修了している職員を 1 名以上配置しており、認知症ケアに関する指導等を定期的に行っている場合に算定
夜間支援体制加算 (I)		53 円/日 105 円/日 157 円/日	夜間における利用者の安全確保の強化をさらに推進する観点から、夜勤者とは別に宿直職員を配置した場合に算定
若年性認知症利用者受入加算		126 円/日 251 円/日 377 円/日	65 歳未満の認知症利用者が利用するにあたって、担当者を定め、サービス提供を行った場合に算定
協力医療機関連携加算 (1) (100 単位)【新】		105 円/月 209 円/月 314 円/月	協力医療機関と実効性のある連携体制を構築するため情報共有を行う会議を定期的を開催すること。 (医療機関の要件) ・利用者の急変において病院が対応を行う体制を常時確保していること。 ・利用者の診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保していること。 ・利用者の急変において入院を要する場合に原則として受け入れる体制を確保していること。
協力医療機関連携加算 (2) (40 単位)【新】	○	42 円/月 84 円/月 126 円/月	協力医療機関を定めているが、上記以外の場合
高齢者施設等感染対策向上加算 I (10 単位)【新】		11 円/月 21 円/月 32 円/月	協力医療機関との間で新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保していること。また連携していること。また、診療報酬上の感染対策向上加算等を査定する医療機関または地域の医師会が定期的に実施する院内感染に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加していること
高齢者施設等感染対策向上加算 II (5 単位)【新】		6 円/月 11 円/月 16 円/月	診療報酬上の感染対策向上加算等を査定する医療機関から、3 年に 1 回以上事業所内で感染者が発生した場合の感染制御訓練に係る実地指導を受けていること
新興感染症等施設療養費 (240 単位)【新】		251 円/日 502 円/日 753 円/日	利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を講じたうえで介護サービスを行った場合に 1 月に 1 回連続 5 日を限度として算定する
退所時情報提供加算 (250 単位/回)【新】		262 円/回 523 円/回 784 円/回	利用者が医療機関へ退居した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行った場合 1 人につき 1 回算定
入退院支援加算		257 円/日 514 円/日 771 円/日	医療機関に入院後 3 か月以内に退院が見込まれる利用者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合にはひと月に 6 日 (月またぎの場合は最大 12 日間)

			を限度として算定
口腔衛生管理体制加算		32 円/月 63 円/月 94 円/日	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合に算定
栄養管理体制加算		32 円/月 63 円/月 94 円/月	管理栄養士（外部との連携含む）が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行っている場合に算定
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）		21 円/回 42 円/回 63 円/回	当該事業所の従事者が、利用開始時及び利用中 6 か月ごとに利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態、栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合に算定
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）		6 円/回 11 円/回 16 円/回	利用開始時及び利用中 6 か月ごとに栄養状態について確認を行い、利用者の口腔の健康状態又は栄養状態に係る情報を計画作成担当者に文書で共有した場合に算定（6 か月に 1 回を限度とする）
生活機能向上連携加算Ⅰ		105 円/月 209 円/月 314 円/月	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している 200 床未満の医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師から助言を受けたうえで、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成すること 当該理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師は、サービス提供の場において ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握したうえで助言を行うこと。これらを定期的に行った場合に算定
生活機能向上連携加算Ⅱ		209 円/月 418 円/月 627 円/月	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している 200 床未満の医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が利用者宅を訪問し、計画作成担当者とは身体状況等の評価を共同して行い、計画作成担当者は、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合に算定
退居時相談援助加算		418 円/回 836 円/回 1254 円/回	入居期間が 1 か月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者及びその家族に対して様々な相談援助を行い、かつ、退居から 2 週間以内に、市や地域包括支援センター等に対して必要な情報を提供した場合、1 回限り算定
介護職員等処遇改善加算Ⅰ			基本単位及び加算単位数の総数の 18.6%のうち 1 割を負担。（2 割負担の場合は所定単位数の 18.6%の 2 割、3 割負担の場合は所定単位数の 18.6%の 3 割）
介護職員等処遇改善加算Ⅱ			基本単位及び加算単位数の総数の 17.8%のうち 1 割を負担。（2 割負担の場合は所定単位数の 17.8%の 2 割、3 割負担の場合は所定単位数の 17.8%の 3 割）

※1 初期加算（1日あたり）

また、過去 3 か月以内に入院したことがない利用者（日常生活自立度のランクがⅢ、Ⅳ、M 該当者の場合は過去 1 か月）が 1 か月以上医療機関に入院した後、退院して再入居する場合も算定されます。

(2) 認知症対応型共同生活介護サービス

介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	765 単位	801 単位	824 単位	841 単位	859 単位
料金 (A)	7,994 円	8,370 円	8,610 円	8,788 円	8,976 円
介護保険 給付金額(9割) (B)	7,194 円	7,533 円	7,749 円	7,909 円	8,078 円
利用者負担 1割 (A) - (B)	<u>800 円</u>	<u>837 円</u>	<u>861 円</u>	<u>879 円</u>	<u>898 円</u>
介護保険 給付金額(8割) (C)	6,395 円	6,696 円	6,888 円	7,030 円	7,180 円
利用者負担 2割 (A) - (C)	<u>1,599 円</u>	<u>1,674 円</u>	<u>1,722 円</u>	<u>1,758 円</u>	<u>1,796 円</u>
介護保険 給付金額(7割) (D)	5,595 円	5,859 円	6,027 円	6,151 円	6,283 円
利用者負担 3割 (A) - (D)	<u>2,398 円</u>	<u>2,511 円</u>	<u>2,583 円</u>	<u>2,637 円</u>	<u>2,693 円</u>

※地域区分 特甲地 1 単位あたり 10.45 円

その他加算 ※表の対象欄には加算対象の項目に○をつけます。

※加算額上段は 1 割負担の場合、中段は 2 割負担の場合、下段は 3 割負担の場合

加算の種類	対象	加算額	算定の要件
初期加算	○	32 円/日 63 円/日 94 円/日	入居開始から 30 日以内 ※1 下記参照
サービス提供体制 強化加算 I	○	23 円/日 46 円/日 69 円/日	グループホーム介護従業者の総数の内、介護福祉士の占める割合が 70%以上である場合に算定 もしくは勤続年数 10 年以上の介護福祉士が 25%以上の場合に算定
サービス提供体制 強化加算 II		19 円/日 38 円/日 57 円/日	グループホーム介護従業者の総数の内、介護福祉士の占める割合が 60%以上である場合に算定
サービス提供体制強 化加算 III		7 円/日 13 円/日 19 円/日	グループホーム介護従業者の総数の内、介護福祉士の占める割合が 50%以上である場合に算定 もしくは常勤職員の占める割合が 75%以上または勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 30%以上である場合に算定
科学的介護推進体制加算		42 円/月 84 円/月 126 円/月	利用者ごとの ADL や心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定
認知症専門ケア加算 I		4 円/日 7 円/日 10 円/日	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が 2 分の 1 以上であり、認知症介護に関する専門的研修を修了している職員を 1 名以上配置しており、認知症ケアに関する指導等を定期的に行っている時に算定

認知症専門ケア加算Ⅱ		5 円/日 9 円/日 13 円/日	上記（Ⅰ）に加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了しているものを1名以上配置し、職種ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成実施している場合に算定
認知症チームケア推進加算Ⅰ （150単位）【新】		157 円/月 314 円/月 471 円/月	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が2分の1以上であり、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症に関する専門的研修及び行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している職員を1名以上配置しており、かつ認知症ケアに対応するチームを組んでいること（認知症専門ケア加算を算定している場合は同時算定は不可）
認知症チームケア推進加算Ⅱ （120単位）【新】		126 円/月 251 円/月 377 円/月	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が2分の1以上であり、認知症介護に関する専門的研修を修了している職員を1名以上配置しており、かつ認知症ケアに対応するチームを組んでいること（認知症専門ケア加算を算定している場合は同時算定は不可）
夜間支援体制加算（Ⅰ）		53 円/日 105 円/日 157 円/日	夜間における利用者の安全確保の強化をさらに推進する観点から、夜勤者とは別に宿直職員を配置した場合に算定
若年性認知症利用者受入加算		126 円/日 251 円/日 377 円/日	65歳未満の認知症利用者が利用するにあたって、担当者を含め、サービス提供を行った場合に算定
医療連携体制加算（Ⅰ）ハ （37単位）	○	39 円/日 78 円/日 116 円/日	当事業所の職員や訪問看護ステーション等との連携により看護師を1名以上配置し、24時間の連絡体制を確保し、利用者又は家族から重度化した場合の同意を得ている場合に算定
医療連携体制加算（Ⅱ） （5単位）【新】		6 円/日 11 円/日 16 円/日	上記（Ⅰ）の要件を満たし、算定日が属する月の前3か月間において痰の吸引、人工透析、気管切開、インスリン注射等医療行為が必要な利用者が1人以上いる場合に算定
協力医療機関連携加算（Ⅰ） （100単位）【新】		105 円/月 209 円/月 314 円/月	協力医療機関と実効性のある連携体制を構築するため情報共有を行う会議を定期的開催すること。 （医療機関の要件） ・利用者の急変において病院が対応を行う体制を常時確保していること。 ・利用者の診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保していること。 ・利用者の急変において入院を要する場合に原則として受け入れる体制を確保していること。
協力医療機関連携加算（Ⅱ） （40単位）【新】		42 円/月 84 円/月 126 円/月	協力医療機関を定めているが、上記要件を満たさない場合
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ （10単位）【新】		11 円/月 21 円/月 32 円/月	協力医療機関との間で新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保していること。また連携していること。また、診療報酬上の感染対策向上加算等を査定する医療機関または地域の医師会が定期的実施する院内感染に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること

高齢者施設等感染対策向上 加算Ⅱ (5単位)【新】		6円/月 11円/月 16円/月	診療報酬上の感染対策向上加算等を査定する医療機関から、3年に1回以上事業所内で感染者が発生した場合の感染制御訓練に係る実地指導を受けていること
新興感染症等施設療養費 (240単位)【新】		251円/日 502円/日 753円/日	利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を講じたうえで介護サービスを行った場合に1月に1回連続5日を限度として算定する
口腔衛生管理体制加算	○	32円/月 63円/月 94円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定
栄養管理体制加算		32円/月 63円/月 94円/月	管理栄養士(外部との連携含む)が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行っている場合に算定
口腔・栄養スクリーニング 加算(Ⅰ)		21円/回 42円/回 63円/回	当該事業所の従事者が、利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態、栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合に算定
口腔・栄養スクリーニング 加算(Ⅱ)		6円/回 11円/回 16円/回	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に係る情報を計画作成担当者に文書で共有した場合に算定 (6か月に1回を限度とする)
生活機能向上連携加算Ⅰ		105円/月 209円/月 314円/月	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している200床未満の医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師から助言を受けたうえで、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成すること 当該理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師は、サービス提供の場においてICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握したうえで助言を行うこと。これらを定期的に行った場合に算定
生活機能向上連携加算Ⅱ		209円/月 418円/月 627円/月	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している200床未満の医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が利用者宅を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を共同で行い、計画作成担当者は、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合に算定
入退院支援加算		257円/日 514円/日 771円/日	医療機関に入院後3か月以内に退院が見込まれる利用者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合にはひと月に6日(月またぎの場合は最大12日間)を限度として算定
退所時情報提供加算 (250単位/回)【新】		262円/回 523円/回 784円/回	利用者が医療機関へ退居した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行った場合1人につき1回算定

退居時相談援助加算		418 円/回 836 円/回 1254 円/回	入居期間が 1 か月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者及びその家族に対して様々な相談援助を行い、かつ、退居から 2 週間以内に、市や地域包括支援センター等に対して必要な情報を提供した場合、1 回限り算定
看取り介護加算 (死亡日以前 31 日以上 45 日以下)		76 円/日 151 円/日 226 円/日	看取りに関する指針を定め、利用者又はその家族に対し、内容を説明し、同意を得ていること。また、医療連携加算を算定しており、医師及び看護師等との連携が確保され、看取りに関する職員研修を行っている場合に算定
看取り介護加算 (死亡日以前 4 日以上 30 日以下)		151 円/日 301 円/日 452 円/日	
看取り介護加算 (死亡日前日・前々日)		711 円/日 1422 円/日 2132 円/日	
看取り介護加算 (死亡日)		1338 円/日 2676 円/日 4013 円/日	
介護職員等処遇改善 加算 I	○		基本単位及び加算単位数の総数の 18.6%のうち 1 割を負担。(2 割負担の場合は所定単位数の 18.6%の 2 割、3 割負担の場合は所定単位数の 18.6%の 3 割)
介護職員等処遇改善 加算 II			基本単位及び加算単位数の総数の 17.8%のうち 1 割を負担。(2 割負担の場合は所定単位数の 17.8%の 2 割、3 割負担の場合は所定単位数の 17.8%の 3 割)

※1 初期加算 (1 日あたり)

また、過去 3 か月以内に入院したことがない利用者 (日常生活自立度のランクがⅢ、Ⅳ、M 該当者の場合は過去 1 か月) が 1 か月以上医療機関に入院した後、退院して再入居する場合も算定されます。

②その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

保証金	入居時に 200,000 円 退居時、原状回復費及び利用料に係る債務等がある場合は、清算を優先し、残金を返金いたします
家賃※	月額 70,000 円
管理費※	月額 15,000 円 設備保守料、建物管理費、共用部分の備品代、産廃処分代等です
水光熱費※	月額 15,000 円 トイレ、洗面、入浴、洗濯等に係る水道代、居室及び共用部分の電気代です
食費※	朝食 300 円 昼食 600 円 夕食 600 円
おやつ代	1 食 100 円 (ご希望されない場合は不要です)
おむつ代	実費
理美容代	実費
金銭管理費	月額 1,500 円 通常は本人又は家族で管理をお願いしますが、通帳等を施設で管理した場合の代金です
レクリエーションなど行事費等	内容により参加費や材料費等の実費相当額が必要な場合はその額を負担していただきます

その他、日常生活上必要となる諸費用	サービスの提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担していただくことが適当と認められる費用
外出費	個別外出の実施にあたり、施設車両をある一定の距離以上使用された場合にいただく費用です。 実走行距離5kmを超えた場合、5kmを超えたところから1kmにつき25円（1km未満切り捨て）

※月途中の入居・退居時の家賃、管理費、水光熱費については、日割り計算とします。

入院・外泊期間中の家賃、管理費については、入居期間と同様に同額を負担していただきます。水光熱費は入院・外泊期間を除く日割り計算、食費等の清算については、喫食された日のみの負担になります。

サービス提供に関する記録について	サービス提供に関する記録は、その完結の日から5年間保管します。また、利用者又は利用者の家族はその記録の閲覧が可能です。複写の交付については、実費をご負担いただきます。 1枚につき、白黒 10円 カラー 50円
------------------	---

③ 利用料金の支払い方法

利用料、その他の費用の請求	利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月末までに利用者にお渡しします。
利用料、その他の費用の支払い	請求月の末日までに、ゆうちょ銀行の自動払込みか、下記の指定口座へのお振込みによりお支払いください。 【事業者指定口座振込みの場合】 ゆうちょ銀行 口座番号 00930-1-198671 加入者名：桂坂小規模多機能 お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。なお、利用者による口座お振込みに係る手数料については利用者負担となりますのであらかじめご了承ください。

1.6 衛生管理

衛生管理について	事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。 従業員の健康管理を徹底し、従業員の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。 利用者にも手洗い、うがいを励行させていただきます。
感染症対策マニュアル	〇ー157、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症対策マニュアルを整備し、従業員に周知徹底しています。 また、従業員への衛生管理に関する研修を定期的に行っています。

1.7 第三者評価（外部評価）の実施状況

当事業所では、組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高め、サービスの質の向上・改善に努めるとともに、利用者が認知症対応型共同生活介護事業者を選択するための情報提供を行う事を目的として定期的に受診しています。

直近の評価年月日	2024年 2月 14日
評価機関の	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」

名称	
評価結果の開示状況	<p>○WAMNETの外部評価に関するページ https://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/003hyoka/hyokanri.nsf/aHyokaTop?OpenAgent</p> <p>○グループホーム桂坂掲載ページ https://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/003hyoka/hyokekka.nsf/aOpen?OpenAgent&JN0=2694000171&SVC=0001096&BJN=00&OC=01</p>

1.8 運営推進会議の概要

運営推進会議の目的	認知症対応型居宅介護事業のサービスの内容、利用者の状況等を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。より地域に開かれた事業所を目指します。
委員の構成	利用者 利用者の家族 地域住民代表 地域包括支援センター職員（又は市町村の職員） 地域密着型サービスに知見を有する者等により構成される協議会
開催時期	おおむね2か月に1回開催します。

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記の内容及び別紙1について「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の第88条により準用する第3条の七」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の第64条により準用する第11条」にもとづき、利用者に説明を行いました。

事業者所在地	京都市中京区壬生御所ノ内町39番5
事業者法人名	社会福祉法人 京都福祉サービス協会
法人代表者名	理事長 宮路 博
事業所名称	グループホーム桂坂
説明者 氏名	

私は、本説明書にもとづいて、重要事項の説明を確かに受け同意し、受領しました。

利用者 住所			
利用者 氏名			
代理人 住所			
代理人 氏名		続柄	

(別紙1)

「重度化した場合の対応に係る指針」

(平時の体制及び急性期における医師や協力医療機関との連携体制)

医療的な対応については、かかりつけ医（利用者毎の主治医）に相談することを基本とします。

また、利用者の日常の健康管理は、訪問看護ステーション等との連携により行い、生活の質の向上を図るとともに、利用者の状態変化に対応するため、看護師による24時間連絡体制を確保し、そのことにより利用者の重度化による看取り介護の要望にも対応を行います。

利用者に病状の急変が生じた場合などには、速やかに主治医、協力医療機関若しくは適切な医療機関と連絡を取り対応し、利用者の家族へ連絡します。

病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することがあります。

看取り介護については、別途、「看取り介護指針」を定めており、医師による看取り期の診断を受けた場合には、その指針及び利用者、家族の意向にしたがって対応します。

協力医療機関	医療法人清仁会 洛西シミズ病院
	所在地 京都市西京区大枝杵掛町13-107 電話 075-331-8778

(入院期間中における居住費や食費等の取り扱いについて)

当該利用者が状態の悪化により、入院することを余儀なくされた場合、入院期間中の各費用については、以下のとおりとします。

保険給付サービス費	入院期間中は発生しません。入院初日と退院日は在籍とみなし、費用が発生します。
家賃・管理費	籍を置いているため、施設入居中と同様に、同額を負担していただきます。
水光熱費	入院期間中は発生しません。入院初日と退院日は在籍とみなし、費用が発生します。
食費・おやつ代	実際に喫食された分のみ発生します。